

「天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」設立趣旨

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されます。

こうした背景から、平成27年12月10日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、平成32年度を目標に水防災意識社会を再構築する以下の取組を行うこととしました。

- ・ 住民が自らリスクを察知し主体的に避難するための、より実効性のある「住民目線のソフト対策」への転換
- ・ 優先的に整備が必要な区間における「洪水を安全に流すためのハード対策」の着実な推進
- ・ 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫等「危機管理型ハード対策」の導入

一方、天神川流域は過去から現在に至るまで、鳥取県中部圏域の政治、文化、経済の中心地として発展しましたが、天神川は全国でも稀にみる急流河川であり、流域の形状から流水の流出が早く、またほぼ同じ流域面積を持つ本川天神川と支川小鴨川が倉吉市街地付近の平地で合流するため、一度氾濫が起これば浸水面積や浸水深など、その被害は甚大となるとともに、地域によっては浸水の継続時間も長期にわたることが想定されます。

これまでも、昭和9年室戸台風や昭和34年伊勢湾台風及び平成10年台風10号などにおいて流域に甚大な被害をもたらしました。

こうした背景や経緯を踏まえ、河川管理者と鳥取地方气象台、鳥取県、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町からなる協議会を設置して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進する「天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」を設立します。